

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和7年4月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2400575号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2500001号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、訂正請求記録の対象者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、訂正請求記録の対象者のC事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和19年8月26日から同年10月1日まで
② 昭和19年10月1日から同年11月1日まで
③ 昭和19年11月1日から昭和22年4月1日まで
④ 昭和22年4月1日から昭和23年6月1日まで
⑤ 昭和23年6月1日から同年12月1日まで
⑥ 昭和24年1月2日から同年8月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、請求期間①は坑内員として、請求期間②、④及び⑥は事務職員としてA社に勤務し、また、請求期間③はB社に、請求期間⑤はC事業所に勤務し、

厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 訂正請求記録の対象者は、平成27年11月13日（受付）、第1回目の訂正請求（以下「1回目の訂正請求」という。）を行った。

訂正請求記録の対象者が亡くなった後の令和元年5月29日（受付）、請求者は、訂正請求記録の対象者の記録に係る第2回目の訂正請求（以下「2回目の訂正請求」という。）を行い、その後も請求者は、訂正請求記録の対象者の記録について、令和2年1月6日（受付）に第3回目の訂正請求（以下「3回目の訂正請求」という。）、令和2年5月28日（受付）に第4回目の訂正請求（以下「4回目の訂正請求」という。）、令和3年10月1日（受付）に第5回目の訂正請求（以下「5回目の訂正請求」という。）、令和4年11月28日（受付）に第6回目の訂正請求（以下「6回目の訂正請求」という。）を行っており、本件訂正請求は第7回目の訂正請求となる。

- 2 請求期間①、請求期間②及び請求期間④（請求対象事業所はA社）並びに請求期間③（請求対象事業所はB社）について

請求対象事業所をA社及びB社とする昭和19年8月26日から昭和23年12月1日までの期間における前述の4回目の訂正請求については、i）請求者は、訂正請求記録の対象者が商業学校を退学した後、最初に入社したのはA社の本社であり、職種は事務職であると主張しているところ、公的年金において、工場等の男性労働者に加えて事務職が被保険者の対象となるのは、適用拡大がされた昭和19年6月1日以降であり、給付の対象となるのは、保険料の徴収が開始された同年10月1日以降であることから、請求期間のうち、同日より前の期間については、厚生年金保険被保険者期間に算入されないこと、ii）同社は、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、D健康保険組合は、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の加入記録等はないと回答していること、iii）請求者は、同社の請求期間当時の役員としてE氏を挙げているが、同社の請求期間に係る商業登記簿謄本は保存期間を経過したため廃棄されており、E氏について特定することができないことから、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、iv）B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、同社はF社として、昭和19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、昭和21年10月25日に名称をB社と変更して、昭和22年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが推認できること、v）請求者は、訂正請求記録の対象者が事務職として同社に入社したが、その時期は不明と主張しているところ、仮に、A社を入社直後に退社して、その直後にB社（当時は、F社）に入社した場合、公的年金において、工場等の男性労働者に加えて事務職が被保険者の対象となるのは、適用拡大がされた昭和19年6月1日以降であり、給付の対象となるのは、保険料の徴収が開始された同年10月1日以降であることから、請求期間のうち、同日より前の期間については、厚生年金保険被保険者期間に算入されないこと、

vi) 請求者は、B社における訂正請求記録の対象者の同僚について不明と陳述していること、及び同社に係る商業登記簿謄本は保存期間を経過したため廃棄されており、請求期間当時の事業主について特定することができないことから、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないとして、令和2年10月12日付けで年金記録の訂正はしないとする決定（以下「当初の決定」という。）が通知されている。

また、5回目の訂正請求において、請求者は、請求期間を昭和19年10月1日から同年11月1日までの期間、同年11月1日から昭和22年4月1日までの期間及び同年4月1日から昭和23年6月1日までの期間とし、各期間に勤務した事業所を、順にA社、B社、A社として訂正請求を行い、新たな資料として、G社が所蔵する『B社・辞令原簿』のうち、訂正請求記録の対象者のB社の在籍期間における上司であるとする者の辞令原簿を提出しているところ、i) 社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、当該上司の所在が不明であり、照会を行うことができないことから、B社に勤務していたとする期間に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて、再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、令和4年2月3日付けで年金記録の訂正はしないとする決定が通知されている。

さらに、6回目の訂正請求において、請求者は、訂正請求記録の対象者は昭和19年8月26日から同年10月1日までの期間については坑内員として、同年10月1日から同年11月1日までの期間及び昭和22年4月1日から昭和23年6月1日までの期間については事務職員として、A社に勤務し、昭和19年11月1日から昭和22年4月1日までの期間について、事務職員としてB社に勤務していた旨主張しているところ、請求者から当該事業所における勤務実態及び被保険者資格要件を確認できる新たな資料の提出はなく、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて、再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、令和5年4月13日付けで年金記録の訂正はしないとする決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、請求期間①を昭和19年8月26日から同年10月1日まで、請求期間②を同年10月1日から同年11月1日まで、請求期間③を同年11月1日から昭和22年4月1日まで、請求期間④を同年4月1日から昭和23年6月1日までとし、請求期間①については坑内員として、請求期間②及び請求期間④については事務職員としてA社に勤務していたとし、また、請求期間③については事務職員としてB社に勤務していたとして、再度訂正請求を行っている。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険加入記録がB社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿にあったことを証明する資料として、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定に基づく部分開示決定に係る審査請求に関する裁決書（年機構発第*号（令和6年*月*日付け）※棄却裁決）を新たに提出している。

しかしながら、当該裁決書において、訂正請求記録の対象者の当該事業所における勤務実態、被保険者資格要件及び厚生年金保険料控除がうかがえる事情は認められず、4回目の訂正請求、5回目の訂正請求及び6回目の訂正請求に係る決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて、総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から請求期間④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 請求期間⑤（請求対象事業所はC事業所。なお、5回目の訂正請求及び6回目の訂正請求ではH事業所）について

請求対象事業所をH事業所とする昭和23年6月1日から同年12月1日までの期間における前述の5回目の訂正請求については、請求者は、当該期間当時に任意包括適用事業所であったとするH事業所に訂正請求記録の対象者が勤務していた旨主張しているところ、i) C事業所から提出された退職者辞令原簿において、訂正請求記録の対象者は、昭和23年6月1日に採用され、昭和24年1月1日に依願退職したと記載されていることから、訂正請求記録の対象者が当該期間に勤務していたとする事業所は、C事業所であると認められること、ii) オンライン記録及びC事業所に係る被保険者名簿により、C事業所は、昭和23年12月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できることから、当該期間については、C事業所は適用事業所ではないこと、iii) C事業所は、当該期間に係る訂正請求記録の対象者の厚生年金保険料を控除していないと回答していることから、令和4年2月3日付けで年金記録の訂正はしないとする決定が通知されている。

また、請求者は、6回目の訂正請求において、5回目の訂正請求と同様に、請求期間は昭和23年6月1日から同年12月1日までとし、請求期間に勤務した事業所はH事業所であるとしているところ、請求者から当該事業所における勤務実態及び被保険者資格要件を確認できる新たな資料の提出はなく、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて、再度検討したが、5回目の訂正請求に係る決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、令和5年4月13日付けで年金記録の訂正はしないとする決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、請求期間⑤を昭和23年6月1日から同年12月1日までとし、請求期間⑤に勤務した事業所はC事業所であるとして、再度訂正請求を行っている。

しかしながら、今回、請求者から新たな資料の提出はなく、5回目の訂正請求及び6回目の訂正請求に係る決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて、総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 請求期間⑥（請求対象事業所はA社）について

訂正請求記録の対象者が行った、請求対象事業所をB社とする昭和23年12月31日から昭和24年8月1日までの期間における前述の1回目の訂正請求については、i) 同社に係る被保険者名簿により、同社は、昭和22年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できること、ii) 同社の事業を承継しているI社は、請求期間当時の資料を保管しておらず、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答していること、iii) 訂正請求記録の対象者が名前を挙げた請求期間当時の同僚は、いずれも連絡

先が不明であることから、B社における勤務状況及び厚生年金保険料控除を確認することができないとして、平成28年2月19日付けで年金記録の訂正はしないとする決定が通知されている。

また、2回目の訂正請求においては、請求期間を昭和23年12月31日から昭和24年7月31日までとし、勤務した事業所名は不明であるとして請求内容を変更しているところ、C事業所から提出された退職者辞令原簿により、訂正請求記録の対象者は、C事業所において同年1月1日に依願退職したと記録されており、同年1月1日まで勤務していたことが確認できることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の記録を昭和23年12月31日から昭和24年1月2日に訂正する決定がなされており、その余の請求期間については、i) 請求者は、訂正請求記録の対象者が勤務していた事業所の名称及び所在地が不明と回答していること、ii) C事業所は、訂正請求記録の対象者の関連会社への転出に関して、当時の資料は残っていないと回答していること、iii) 年金事務所が保管するC事業所に係る被保険者名簿において昭和23年12月1日から昭和25年3月1日までの間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、直後に別の事業所において被保険者資格を取得している者の各事業所に係る被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者の記載は見当たらず、勤務していたとされる事業所を特定することができないこと、iv) 請求者は、訂正請求記録の対象者の給与明細書等を保管していないことから、請求期間における勤務事業所名及び勤務状況並びに厚生年金保険料控除を確認することができないとして、令和元年9月13日付けで年金記録の訂正はしないとする決定が通知されている。

さらに、請求者は、3回目の訂正請求において、請求期間を昭和24年1月2日から同年8月1日までとし、勤務した事業所名はC事業所であるとして訂正請求を行っているところ、i) C事業所は、訂正請求記録の対象者に係る退職者辞令原簿に、昭和24年1月1日依願退職と記載されていること、及び同年1月2日以降の訂正請求記録の対象者の動静は不明であると回答していること、ii) 請求者は、訂正請求記録の対象者の同僚は分からないと陳述していることから、請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できないとして、令和2年10月12日付けで年金記録の訂正はしないとする決定が通知されている。

加えて、請求者は、5回目の訂正請求において、請求期間は3回目の訂正請求と同様に昭和24年1月2日から同年8月1日までとし、勤務した事業所名はA社であるとして訂正請求を行っているところ、同社は、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明と回答していること等から、令和4年2月3日付けで年金記録の訂正はしないとする決定が通知されている。

また、請求者は、6回目の訂正請求において、5回目の訂正請求と同様に、請求期間は昭和24年1月2日から同年8月1日までとし、勤務した事業所名はA社であるとして訂正請求を行っているところ、請求者から同社における勤務実態及び被保険者資格要件を確認できる新たな資料の提出はなく、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて、再度検討したが、5回目の訂正請求に係る決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、令和5年4月13日付けで年金記録の訂正はしないとする決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、6回目の訂正請求と同様に、請求期間⑥は昭和24年1月2

日から同年8月1日までとし、請求期間⑥に勤務した事業所名はA社であるとして、再度訂正請求を行っている。

しかしながら、今回、請求者から新たな資料の提出はなく、5回目の訂正請求及び6回目の訂正請求に係る決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて、総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。